

○大府市社会教育関係団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の社会教育関係団体の育成を図り、社会教育活動を積極的に推進するため、社会教育関係団体の認定を適正に実施することを目的とする。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定できる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であって、次に掲げる要件を全て備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 次条の申請前に約6か月間の活動実績を有すること。
- (3) 規約を有すること。
- (4) 団体意志を表明する代表者を有し、団体意志を形成し、及び執行する機構が確立していること。
- (5) 自己財源を有し、かつ、経理が明確になされていること。
- (6) 事務所又は連絡所を市内に有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。
- (7) 原則として、構成人員が10名以上で、市内に在住、在勤又は在学の者であること。

2 社会教育関係団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 専ら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に当該団体の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体としての認定を受けようとする団体の代表者は、次に掲げる書類を添えて、教育委員会へ申請するものとする。

- (1) 社会教育関係団体認定申請書（第1号様式）
- (2) 規約
- (3) 活動実績報告書・計画書（第2号様式）
- (4) 決算書（第3号様式）
- (5) 予算書（第4号様式）
- (6) 会員名簿（第5号様式）
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定)

第4条 教育委員会は、認定の申請があったときは、当該団体が社会教育団体として適当であるかどうかを生涯学習審議会、スポーツ推進委員会等の意見を聴いたうえで決定する。

(認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により認定の決定をしたときは、当該団体の代表に対し、その旨を社会教育関係団体認定通知書（第6号様式）により通知しなければならない。

（規約等の変更又は解散の届出）

第6条 社会教育関係団体が、規約、役員若しくは事務所若しくは連絡所の位置を変更し、又は当該団体を解散したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（認定の取消し等）

第7条 教育委員会は、社会教育関係団体が第2条第2項の規定に抵触し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、その団体の代表者に対し、教育委員会は社会教育関係団体認定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（報告）

第8条 社会教育関係団体は、毎年5月末までに次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書・計画書
- (2) 決算書
- (3) 予算書
- (4) 会員名簿

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。